

**相続税 R4 令和5年相続税改正対応版 (Ver.23.10) のリリース**

令和5年度の相続税申告書に対応した「相続税 R4 令和5年 相続税改正対応版 (Ver. 23. 10)」のリリース予定について以下のとおりご連絡します。

このプログラムは、令和5年1月1日以降の相続、遺贈、または贈与により取得した財産の評価および相続税の申告用です。令和5年分の贈与税申告に対応したプログラムは、令和6年1月下旬にリリースする予定です。

**1. 発行プログラムと対象バージョン**

システム名	発行バージョン	バージョンアップ対象 (データ移行の対象)
相続税 R4	Ver. 23. 10	Ver. 22. 10~22. 20 (Ver. 22. 10以降)

※バージョンアップ時にライセンス認証が必要です。

※E i ボードは Ver. 23. 10 以降をご利用ください。

※相続税 R4 (Ver. 22) のデータを Ver. 23. 1 で継続使用する場合は、「前年データ読込」で移行します。前年データ読込を行っても Ver. 22 のデータは残ります。

**2. リリース時期 (予定)**

令和5年の相続税申告書は、申告用と修正申告用が兼用になりました。関連帳票が多くシステムへの影響が大きいため、以下の日程でリリースする予定です。例年より若干遅れますがご了承ください。

提供方法	提供日
E i ボードダウンロードマネージャー	2023年9月7日 (木)
エプソン会計システム「マイページ」	
CD 送品 (CD オプション契約の方)	2023年9月15日 (金) 送品開始

**2-1. 電子申告更新用プログラムの予定**

令和5年分相続税の電子申告に対応した相続税 R4 電子申告プログラム (Ver. 23. 1. e1) は、電子申告 R4 (Ver. 23. 12) とともに 2023年9月19日 (火) にダウンロード公開する予定です。

**3. 相続税の改正内容について**

システムに影響する相続税関係の主な改正の内容は、次のとおりです。

**3-1. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置**

節税的な利用につながらないよう見直しを行った上で、適用期限を令和8年3月31日まで延長します。

**3-2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置**

節税的な利用につながらないよう見直しを行った上で、適用期限を令和7年3月31日まで延長します。

### 3-3. 様式変更

- (1) 次の帳票が変更されました。 ※システム対応帳票、(控)省略、主票に準じます。  
改正の内容を受けて、次の帳票が変更されました。

帳 票 名	
第 1 表	相続税の申告書
第 1 表付表 1	納税義務者の承継に係る明細書
第 1 表付表 2	還付される税額の受取場所
第 2 表	相続税の総額の計算書
第 4 表	相続税額の加算金額の計算書（令和 5 年 4 月分以降用）の追加
第 4 表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表
第 5 表の付表	配偶者の税額軽減額の計算書（付表）
第 6 表	未成年者控除・障害者控除の計算書
第 7 表	相次相続控除の計算書
第 8 表	外国税額控除額、農地等納税猶予税額の計算書
第 8 の 2 表	株式等納税猶予税額の計算書（一般措置用）
第 8 の 2 の 2 表	特例株式等納税猶予税額の計算書（特例措置用）
第 8 の 6 表	事業用資産納税猶予税額の計算書
第 8 の 7 表	納税猶予税額等の調整計算書
第 8 の 8 表	税額控除額及び納税猶予税額の内訳書
第 11 の 2 表	相続時精算課税適用財産の明細書、相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
第 14 表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書

#### 《参考》

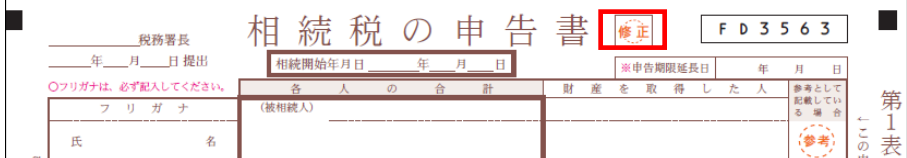
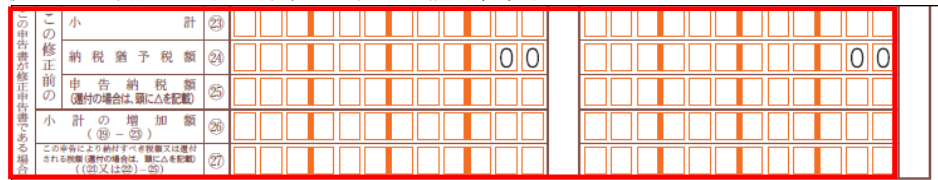

1. 国税庁の Web ページ：相続税の申告書等の様式一覧（令和 5 年分用）  
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/r05.htm>
2. 相続税の申告のしかた（令和 5 年分用）  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2023/>
3. 令和 5 年税制改正（財務省）  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei23.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei23.html)

## 4. システムの対応内容（予定）

システムの主な対応内容は以下のとおりです。

### 4-1. 相続税の申告書 変更帳票の対応

帳票変更に対応し、入力画面、印刷フォームなどを変更します。主な変更点は以下のとおりです。

帳票名	主な変更内容									
第1表	<p>修正申告用と兼用になり、タイトル横に「修正」が追加</p>  <p>⑭⑮・⑯以外の税額控除は、第8の8表I⑤から転記に変更</p> <table border="1" data-bbox="446 705 766 907"> <tr> <td rowspan="4">各人の税額控除</td> <td>贈与税額の税額控除額 (第4表の2⑥)</td> <td>⑫</td> </tr> <tr> <td>配偶者の税額軽減額 (第5表の④又は⑤)</td> <td>⑬</td> </tr> <tr> <td>⑭・⑯以外の税額控除額 (第8の8表I⑤)</td> <td>⑭</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>⑮</td> </tr> </table> <p>この申告が修正である場合の項目が追加          この申告が修正申告である場合の異動の内容等が追加          税理士法書面提出30条、33条の2欄の位置変更</p>  	各人の税額控除	贈与税額の税額控除額 (第4表の2⑥)	⑫	配偶者の税額軽減額 (第5表の④又は⑤)	⑬	⑭・⑯以外の税額控除額 (第8の8表I⑤)	⑭	計	⑮
各人の税額控除	贈与税額の税額控除額 (第4表の2⑥)		⑫							
	配偶者の税額軽減額 (第5表の④又は⑤)		⑬							
	⑭・⑯以外の税額控除額 (第8の8表I⑤)		⑭							
	計	⑮								
第1表の付表1	<p>令和2年分以降用→令和5年1月分以降用に変更                  2. 納付「第1表の⑳」→「第1表の㉑又は㉒」                  2. 還付「第1表の㉓」→「第1表の㉔又は㉕」</p>									
第1表の付表2	<p>平成31年1月分以降用→令和5年1月分以降用に変更                  説明文の変更、「還付される税額㉓」→「㉔欄」若しくは「㉕欄」                  郵便局名等を該当する項目に→郵便局名等を記入してください。</p>									
第2表	<p>平成27年分以降用→令和5年1月分以降用に変更                  「○この表を修正申告の第2表として～」の説明文を削除</p>									
第4表	<p>令和5年4月分以降用が追加</p>									
第4表の付表	<p>令和5年4月分以降用が追加                  1⑫の計算について                  令和5年3月31日以前と令和5年4月1日以後で、贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し「教育資金の非課税」の適用を受ける算式が変更。</p>									
第5表の付表	<p>令和5年1月分以降用が追加</p>									
第6表	<p>令和4年4月分以降用→令和5年1月分以降用                  説明文内の満18歳の(注)削除                  1⑫. 18歳(注)削除                  1. (注)、1. 令和4年3月31日以前は「20歳」が削除、以降の項番変更                  1. (注)、2. 転記先が第1表⑭から第8の8表①に変更</p>									

	<p>1. 最終行の(注)、転記先が第1表⑭から第8の8表①に変更  2③. 障害者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬-⑭)又は(⑩+⑪-⑫-⑬-⑭)の相続税額  →障害者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬)-第8の8表1の①又は第1表の(⑩+⑪-⑫-⑬)-第8の8表1の①の相続税額</p> <p>2. (注) 2. 転記先が第1表⑮から第8の8表②に変更  2⑤. 扶養義務者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬-⑭)又は(⑩+⑪-⑫-⑬-⑭)の相続税額→  扶養義務者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬)-第8の8表1の①又は第1表の(⑩+⑪-⑫-⑬)-第8の8表1の①の相続税額</p> <p>2. 最終行の(注)、転記先が第1表⑮から第8の8表②に変更</p>
第7表	平成21年4月分以降用→令和5年1月分以降用 (注) 転記先が第1表⑯から第8の8表③に変更
第8表	平成31年1月分以降用→令和5年1月分以降用 1 (注) 3. 転記先が第1表⑰から第8の8表④に変更。 2③. (⑱+⑳) → (⑮+⑰) に変更 2 (注) 1. 第8の8表 → 第8の8表2に変更 2 (注) 2. 追加
第8の2表	平成31年1月分以降用→令和5年1月以降用 2①. (⑱+⑳-⑫) から (⑮+⑰-⑫) に変更 2 (注) 3. 転記先が第8の8表から第8の8表2に変更 2 (注) 4. 追加
第8の2の2表	平成31年1月分以降用→令和5年1月以降用 2①. 「⑱+⑰-⑫」 → 「⑮+⑰-⑫」 に変更 2 (注) 3. 第8の8表→第8の8表2に変更。 2 (注) 4. 追加
第8の6表	平成31年1月分以降用→令和5年1月分以降用 2①. (⑱+⑳-⑫) → (⑮+⑰-⑫) に変更 (注) 2. 第8の8表→第8の8表の2に変更 (注) 4. 追加
第8の7表	平成31年1月分以降用→令和5年1月分以降用 1⑨. (⑲-⑳) → (⑯-⑰) 3⑰. 金額欄(第8の8表の①) → (第8の8表2の①) 3⑱. 金額欄(第8の8表の②) → (第8の8表2の②) 3⑲. 金額欄(第8の8表の③) → (第8の8表2の③) 3⑳. 金額欄(第8の8表の④) → (第8の8表2の④) 3㉑. 金額欄(第8の8表の⑤) → (第8の8表2の⑤) 3㉒. ロ(イ)金額欄(第1表の㉑) → (第1表の⑱) 3㉒. ロ(ロ)金額欄(第1表の㉑) → (第1表の⑱) 3㉓. 金額欄(第8の8表の⑥) → (第8の8表2の⑥) 3㉔. 金額欄(第8の8表の⑦) → (第8の8表2の⑦) (注) 2. 相続人等の第8の8表の～ → 相続人等の第8の8表2の～
第8の8表	タイトル変更、納税猶予税額の内訳書→税額控除額及び納税猶予税額の内訳書 平成31年1月分以降用→令和5年1月分以降用 1. 税額控除額が追加、2. 納税猶予税額と2名ずつ記載するレイアウトに変更 2. 納税猶予税額の説明、「納税猶予税額㉓」から「納税猶予税額㉑」に変更 3. 項番表記の変更1～7 → (1)～(7) (注) 1. 項番表記の変更1～7→(1)～(7) (注) 2. 納税猶予税額㉓から「納税猶予税額㉑」に変更
第11の2表	令和2年4月分以降用→令和5年1月分以降用 1 (注) 4. 4「相続時精算課税分の贈与税額控除額㉑」欄→「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑰」に変更
第14表	令和5年4月分以降用が追加 (注) 12項第2号→12項第1号に変更
配偶者居住権等の評価明細	令和二年四月一日以降用→令和五年一月一日以降用 平均余命を算出する生命表が「令和4年3月2日公表の第23回生命表」に変更 <a href="#">配偶者居住権等の評価明細書</a>

※修正申告用の様式が廃止されました。

(1) 配偶者居住権等の評価明細書、余命表の変更

配偶者居住権の等の評価明細書の「余命表」が変更されました。

Ver.22.20で配偶者居住権のデータを入力すると旧余命表で計算されます。

Ver.23.10へバージョンアップ後、配偶者居住権の画面を表示すると新しい余命表で計算されますので、申告前に必ず見直してください。

(2) 国税還付金振込通知書の電子通知 (e-Tax)

2023年6月19日より、国税還付金振込通知書をe-Taxで受け取ることができます。

「個人情報」に設定画面を追加します。

<個人情報>

個人情報				
No.	フリガナ	サンプル ハナコ	生年月日	昭和43年 6月 9日
	氏名 ※	サンプル ハナコ	年齢	55 歳
	郵便番号住所	135-0001 東京都江東区〇〇		
		3丁目4番5号		
	電話番号	03 - 1234 - 0000	職業	なし
	法人個人区分	<input type="radio"/> 法人 <input checked="" type="radio"/> 個人	個人番号	
電子申告する場合、以下を入力します。 *電子申告可能な相続人は9人まで (10人以上は書面で提出)				
	利用者識別番号		代表相続人	<input type="checkbox"/> 代表相続人の場合、チェックする
	加算税の賦課決定通知書の電子通知 (e-Tax受取)			<input type="checkbox"/> 希望する場合、チェックする
	国税還付金振込通知書の電子通知 (e-Tax受取)			<input type="checkbox"/> 希望する場合、チェックする

(3) 第11表の「利用区分・銘柄等」追加

記載要領に「教育資金管理残高」「結婚・子育て資金管理残額」が追加されました。

「財産ランチャー」と「種類別財産・債務入力」の選択肢に項目を追加します。

【細目】04.その他財産

【利用区分・銘柄等】「教育資金管理残高」「結婚・子育て管理残高」を追加。

<財産ランチャー>

業務メニュー					
その他の財産の評価_その他					
確定(F10)	キャンセル(Esc)	前(F2)	次(F3)	上(F9)	ヘルプ(F1)
追加(A)	挿入(I)	コピー(O)	削除(D)	上へ移動(P)	下へ移動(M)
No.	財産コード ※	評価種類	細目	利用区分・銘柄等	月
97	04	0004	その他の財産	その他	
運動					
10					
	計算方法	数量	単価	評価額 (総額)	
	直接入力	0.0000		0.0000	0

選択リストに「教育資金管理残高」「結婚・子育て管理残高」を追加します。

(4) 第1表の「税理士名」印刷文字数の変更

「作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号」欄のレイアウト変更に伴い、税理士名の印刷文字数を40文字から35文字へ変更します。

<案件基本情報>税理士タブ

基本情報(1)		財産評価(2)	贈与税(3)	相続税(4)	税理士
会計事務所	サンプル会計				
担当者	40文字→印刷は35文字に変更				
税理士情報					
事務所所在地	160-0000				
	東京都新宿区123-4				
税理士氏名	40文字→印刷は35文字に変更				

(5) 修正申告用紙の廃止と入力画面について

提出用と修正用が兼用となりました。

相続税 R4 の入力画面は、従来通り「修正前の課税額、修正申告額、修正する額」を表示します。

【Ver.22.20】 修正第 1 表

区分		(イ)修正前の課税額	(ロ)修正申告額	(リ)修正する額 (ロ)-(イ)	
課税価格の計算	取得財産の価額 ①	2,070,561,345	1,856,951,345	-213,610,000	
	相続時精算課税適用財産の価額 ②	19,499,000	19,499,000	0	
	債務及び葬式費用の金額 ③	27,692,300	27,692,300	0	
	純資産価額 ④	2,062,868,045	1,848,758,045	-213,610,000	
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ⑤	20,300,000	20,300,000	0	
	課税価格 ⑥	2,082,668,000	1,869,056,000	-213,610,000	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	5人	5人	0人	
	相続税の総額 ⑦	831,332,500	724,528,000	-106,804,500	
	一般の場合	あん分割合 ⑧	1,0000000000	1,0000000000	0,0000000000
	算出税額 ⑨	831,332,500	724,528,000	-106,804,500	
	農地等納税適用	算出税額 ⑩	0	0	0
	相続税額の2割加算が行われる 場合の加算金額 ⑪	16,550,121	16,072,332	-477,789	
	各人の納付・還付	暦年課税分の 贈与税額控除額 ⑫	0	0	0
		配偶者の税額軽減額 ⑬	82,606,307	80,222,112	-2,384,795
		未成年者控除額 ⑭	100,000	100,000	0
		障害者控除額 ⑮	5,700,000	5,700,000	0
相次相続控除額 ⑯		0	0	0	
外国税額控除額 ⑰		0	0	0	
計 ⑱	88,406,307	86,022,112	-2,384,795		

【Ver.23.10】 修正第 1 表

区分		修正前の課税額	申告額	修正する額 (申告額-修正前)	
課税価格の計算	取得財産の価額 ①	130,575,000	130,575,000	0	
	相続時精算課税適用財産の価額 ②	0	0	0	
	債務及び葬式費用の金額 ③	0	0	0	
	純資産価額 ④	130,575,000	130,575,000	0	
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ⑤	0	0	0	
	課税価格 ⑥	130,575,000	130,575,000	0	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	3人	3人	0人	
	相続税の総額 ⑦	11,450,100	11,450,100	0	
	一般の場合	あん分割合 ⑧	0,0000000000	0,0000000000	0,0000000000
	算出税額 ⑨	0	0	0	
	農地等納税適用	算出税額 ⑩	1,728,500	1,728,500	0
	相続税額の2割加算が行われる 場合の加算金額 ⑪	0	0	0	
	各人の納付・還付	暦年課税分の 贈与税額控除額 ⑫	0	0	0
		配偶者の税額軽減額 ⑬	0	0	0
		⑭・⑮以外の税額控除額 ⑭	0	0	0
		計 ⑯	0	0	0
還付税額 ⑰		1,728,500	1,728,500	0	
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 ⑱		0	0	0	
小計 ⑲	1,728,400	1,728,400	0		
納税済手続額 ⑳	0	0	0		
申告納税額 ㉑	1,728,400	1,728,400	0		
申告納税額 申告期限までに 納付すべき税額 還付される税額 ㉒	0	0	0		
この申告書である 修正申告	小計 ㉓		1,728,400		
	この修正 前の 納税済手続額 ㉔		0		
	申告納税額 ㉕		1,728,400		
	小計の増加額 ㉖		0		
この申告により納付すべき 税額又は還付される税額 ㉗		0			

タイトル名を変更

修正申告額を表示します。

この申告が修正申告である場合の異動の内容等

修正申告である場合の異動の内容等を入力します。

## 5. バージョンアップ後の確認事項

旧バージョンデータ変換処理の実行

旧バージョン (Ver. 22.2) で使用していた案件データを、Ver. 23.1 で使用するためにデータ変換処理を行います。データ変換処理は、次の方法があります。

- ・個別データ変換： [データ選択] 画面で1データずつ変換します。
- ・一括データ変換： [保守] タブ→ [データ変換] の一括データ変換画面でまとめて変換します。

配偶者居住権を入力済みの場合は、「配偶者居住権」の画面を表示してください。  
新しい余命表で計算されます。

以上、よろしくお願いいたします。